第 3120 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2006年)平成18年　9月 28日　木曜日

発行所　株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０　Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士　三輪　厚二　Fax :06-6209-8145

♤ 耐震改修促進税制

Q：自宅を耐震改修した場合、税制上のメリットがあるとか。どのような内容なのですか？

A：一定の要件に基づく耐震改修を行った場合には、20万円を限度としてその費用の10%相当額の税額控除が認められます。

【解説】

この制度は、今年度の税制改正で新設された制度で、地方公共団体が作成した一定の計画の区域内において、自宅を耐震改修した場合には、20万円を限度としてその費用の10%相当額の税額控除が認められるという制度です。

対象となる建物は、次のものです。

① 昭和56年５月31日以前に建築された家屋で、適用を受けようとする居住者の居住の用に供している建物

② 居住の用に供する家屋を２以上有している場合は、これらの家屋のうちその者が主として居住の用に供すると認められる１の家屋に限られる

対象となる耐震改修は、次のようなものです。

① 上記の建物に対して行う耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え)であること

② 地震に対する安全性に係る基準に適合する耐震改修であること

なお、この規定の適用を受ける場合には、確定申告書に特別控除額の記載をし、一定の書類の添付をしなければなりません。